

三監告示第 5 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 28 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上                 |
| 3 監査の方法 | 同 上                 |
| 4 監査の結果 | 同 上                 |

## 定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成 27・28 年度における経済部営業戦略室、商工課、農林課及び選挙管理委員会事務局所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管課の出先機関を含む）
- 2 監査の期間 平成 29 年 1 月 24 日から同年 2 月 28 日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男  
捧 厚 雄  
熊 倉 均

### 4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成 27・28 年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

### 5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 文書事務において、起案文書に決裁日の記入がない事例、決裁権者を誤っている事例、日付の整合性が取れていない事例があった。
- (2) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。
- (3) 現金出納事務において、出納簿の記載誤りがあった。
- (4) 契約事務において、誤った金額の収入印紙を貼付していた事例があった。
- (5) 補助金交付事務において、申請書及び報告書に収受印のない事例があった。